

i 米子税務署からのお知らせです

【確定申告】 申告書の作成・送信は
国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」からが便利です

「ID・パスワード」を発行するための事前相談会を行います。

「マイナンバーカード」や「ID・パスワード」により、申告会場に出向くことなく自宅等のパソコンやスマートフォンからインターネットを利用してe-Tax（電子申告）ができます。

相談会当日は、本人確認を行いID・パスワードを発行する受付をします。申告されるご本人が、本人確認書類（運転免許証など）をご持参ください。

日 時 12月10日（木） 11時～14時
場 所 大山町役場 本庁2階 第2会議室（御来屋328番地）
所要時間 1人5分程度（待ち時間を除く）



- ※ ID・パスワード方式は、マイナンバーカード普及までの暫定的な対応です。
- ※ ID・パスワード方式の届出完了通知は、後日、来署による交付か、郵送（新たに利用者識別番号を取得する場合に限る）による交付を行います。
- ※ 既にマイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード方式によるe-Tax（電子申告）をご利用ください。

「e-Tax（電子申告）」による申告にご協力ください。

確定申告会場は例年混雑します。令和2年分確定申告については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「マイナンバーカード方式」または「ID・パスワード方式」を利用し、ご自宅等からのe-Tax（電子申告）にご協力ください。

- ※ 「e-Tax」とは、国税に関する申告や納税などの手続きについて、インターネットを利用して電子的に行えるシステムの呼称です。



☎ 米子税務署 ☎0859-32-4121（音声案内「2」）



☎ 税務課

☎ 0859・54・5208

また、令和2年中に建物を取り壊された場合も、年内にご連絡をお願いします。

令和2年中に建物を新築・増築された場合は、令和3年度から固定資産税の課税対象となりますので、工事が完了した建物をお持ちの方はご連絡をお願いします。

みなさんをお持ちの建物（住宅、物置、土蔵、車庫、農機具庫など）で、基準日（毎年1月1日）に課税台帳に登録されているものに対して、固定資産税を課税しています。

i 建物を新築・増築、取り壊しをした方は税務課へ連絡をお願いします